

令和8年度 伊勢原高等学校不祥事ゼロプログラム(全日制)

伊勢原高等学校は、不祥事の根絶を目指すとともに、職員一人ひとりが教育公務員としての自覚と誇りを持って業務にあたることにより、県民に一層信頼される教育を推進していくため、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施主体及び責任者等

- (1) 伊勢原高等学校全職員を本プログラムの実施主体とする。
- (2) 実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。なお、実施責任者は不祥事防止のための全職員を対象とした個別面談を行う。

2 目標および行動計画

不祥事の未然防止を全職員の共通目標として行動計画を策定し、その達成のため不祥事防止職員研修会や職員会議等さまざまな機会を活用し、不祥事ゼロに向け邁進する。

- (1) 法令遵守意識の向上(法令の遵守、服務規律の徹底)【必須課題】

ア 目標

職員一人ひとりが、教育公務員としての自覚や意識を、公務内はもちろんのこと、公務外における行動においても高く持ち続け、生徒・保護者・県民の信用を損なわないよう、意識啓発を図る。

イ 行動計画

不祥事防止職員研修会や朝の職員打合せ等で事例を示しながら注意喚起を行うとともに、校長面接を実施し、公務員・社会人としてあってはならない非違行為を防止する。

管理職による啓発にとどまらず、職員会議において担当グループによる事例研究等を行い、意識啓発に努める。

- (2) 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止【必須課題】

ア 目標

わいせつな事案や、職員および教育実習生に対するセクハラ及びパワハラ行為のない職場を実現する。また、未然に防止する。

イ 行動計画

不祥事防止職員研修等で県からの関係資料等を活用した注意喚起を行い職員のハラスメント防止に関する不祥事が起こる環境をつくらない。

- (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止【必須課題】

ア 目標

生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

日ごろから風通しのよい職場づくりを通じて意識啓発を図るとともに、不祥事防止点検シートや不祥事防止職員研修において指導・啓発を行う。

- (4) 体罰、不適切な指導の防止【必須課題】

ア 目標

基本的人権の尊重の精神に基づき、体罰や不適切指導のない学校を実現する。

イ 行動計画

人権教育校内研修会を開催し、人権意識の向上や人権理解に努める。また、日常的に生徒指導に関する情報交換を密に行いチームでの生徒指導に対する職員の意識啓発を図りながら、支援を行う。

- (5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止【必須課題】

ア 目標

入学者選抜、成績処理、調査書発行等に係る不適正事案のない学校を実現する。

イ 行動計画

入学者選抜業務、成績処理や調査書作成等マニュアルに則った業務、点検作業及び複数チェック体制を徹底する。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の取扱いについて細心の注意を払うとともに、その流出を未然に防止する。

イ 行動計画

職員室等を常に整理し、書類の紛失や提出日の遅延をなくす。

教務手帳等を適切に管理する。また、電子データにパスワードを設定するなど保管方法に留意して個人情報の漏洩を防ぎ、やむを得ず持ち出す場合には校長の承認を得るなど、適正な手続きをとる。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

道路交通に関する法令を遵守し、酒酔い・酒気帯び運転及び交通事故の防止を図る。

イ 行動計画

報道や不祥事防止研修資料等で常に認識を新たにし、交通法規の遵守を徹底する。

(8) 財務事務等の適正執行

ア 目標

学校徴収金・団体徴収金等の執行と会計管理を「私費会計事務処理の手引き」にもとづいて適正に行うとともに、帳票類の整理を行う。

イ 行動計画

私費会計事務について複数名によるチェックを義務化し、会計監査で指摘を受けることのないよう、帳簿類の整理を徹底する。

(9) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

法令・マニュアル等の諸規定に基づき、日常の点検やチェックを行い、適正に業務を遂行する。

イ 行動計画

職務執行について管理監督者への「報告・連絡・相談」を遂行し、不祥事の未然防止を図る。

ポータルサイトを有効活用し、グループ、学年、管理職、事務等からの連絡事項を掲載することで、情報の共有化・業務の円滑化を図る。

3 検証

(1) 中間検証（10月下旬）

2に規定する行動計画について、令和8年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和8年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 最終検証（3月）

2に規定する行動計画について、令和8年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は、新たな目標設定を行った上で、令和8年度における伊勢原高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の検証を踏まえて「実施結果」をとりまとめるうえ、検証結果をホームページへ掲載する。